



日本原子力学会誌

Vol. 43, No. 8

2001年8月

目次

巻頭言	裾野を広げよう—21世紀型の学会をめざして	伊藤 靖彦	729(1)
会告	第34回(平成13年度)「日本原子力学会賞」受賞候補者推薦の募集		730(2)
NEWS	原子力界における最近の動き・海外情報		731(3)
解説	大強度陽子加速器プロジェクト	永宮 正治	740(12)
	低線量の放射線影響の実態	松原 純子	744(16)
	原子力の社会的不安要因としての信用破壊と修復	傍島 眞	754(26)
連載講座	核データ④ 核データの応用と今後の展望	吉田 正, 井頭 政之, 大崎 敏郎, 辻 政俊, 大石 晃嗣, 千葉 敏, 仁井田 浩二, 長谷川 明	761(33)
私の主張	電力自由化と原子力	白石 重明	775(47)
	国際原子力学会協議会声明「地球規模での二酸化炭素放出抑制について」		781(53)
会議報告	第13回放射能計量学とその応用に関する国際会議	宮原 洋	784(56)
談話室	ハワード・ベーカー新駐日米国大使	河田 東海夫	786(58)
	原子力施設訪問 東大原子炉「弥生」臨界30周年を迎えて		788(60)
	熱気球 自由メモ帳 意見交換の広場		791(63)
	YGNによる議論の場 審議会と市民の声		792(64)
	2001年度編集委員会紹介		794(66)
	学会誌モニター制度のお知らせ		796(68)
会報	原子力関係会議案内, 各専門委報告, 人事公募, 主要会務, 編集後記, 他		797(69)
総説	〔107〕二国間原子力協力協定およびそれに基づく国籍管理の現状と課題	坪井 裕, 神田 啓治	806(78)
研究論文	1116. インコネル600中の重水素-水素対向透過	武田 哲明, 岩月 仁	823(95)
	1117. Wavelet変換によるPWR実機の減速材温度係数評価	勝又 陵介, 島津 洋一郎	830(102)
	英文論文誌(Vol.38, No.8) Abstracts		836(108)
	原子力学会倫理規程の制定にあたって(憲章, 行動の手引)		(後付)

表紙写真

「地震波伝播解析ソフトウェア」(GeoWAVE-TM)による解析例。左の2点是不整形地盤の地震動解析で、地表面12km×36km、深さ20kmの大規模地質構造をモデル化し、断層破壊から地表面地震動までを解析したもの。右の2点は地表面近傍の地震動解析で、地表面100m×80m、深さ60mの地表面近傍の地質構造をモデル化し、モデル底部から地震波を入射することにより地表面近傍の地震動を解析したもの。詳細は本号NEWS欄参照。(写真提供：㈱CRC総合研究所)

【複写をされる方に】本誌に掲載された著作物を複写する場合は、著作権者から複写権の委託を受けている学術著作権協会(〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル3F. TEL 03-3475-5618, FAX 03-3475-5619)から許諾を受けて下さい。ただし、アメリカ合衆国における複写については、Copyright Clearance Center, Inc.(222 Rosewood Drive, Danvers, MA 01923, USA. TEL(508)750-8400, FAX(508)750-4747; www.copyright.com)へ。

原子力学会倫理規程の制定にあたって

Preparation of the Code of Ethics of AESJ

日本原子力学会倫理規定制定委員会
Committee for Drafting the Code of Ethics, AESJ

要 旨

倫理規定制定委員会(以下、委員会という)は、1999年10月以来審議を重ね、理事会に前文、憲章、行動の手引からなる成案を提出した。前文と憲章は理事会の承認を受け、第43回通常総会で決定された。委員会では、行動の手引(案)をさらに推敲し、このたび最終案をまとめた。本稿は、倫理規程について会員に一層の理解を求めるために書かれたもので、倫理規程の必要性、本学会倫理規程制定の背景と経緯を述べ、本倫理規程そのものについて解説するとともに、今後の倫理規程の運用についての委員会の考え方を紹介したものである。

(1) はじめに

「あなたはなぜ原子力学会の会員になっているのか」と尋ねられたとき、会員からは様々な回答が戻ってくるだろう。それでいて会員には会員としての仲間意識がある。原子力に携わる我々は、我が国には「原子力基本法」をはじめとする法令の枠があることに頼ってきたためか、自律的に自分たちの行動を見直したり、共通した拠り所を構築するような作業はとりわけ行ってはいなかった。その共通した拠り所となるものを、委員会は「倫理規程」として準備してきた。専門家集団の倫理や倫理規程というものに我々はなじみが薄いので、学会では2年以上の時間をかけ、会員間での共通した理解を深める努力を重ねてきたが、まだ十分とは言えない。今回手引(案)を提示するにあたり、さらに一層の理解を得たいと考えている。

(2) 学協会の倫理規程とその必要性

2-1 倫理規程とは

2-1.1 専門家集団と学会

欧米には、古くから3つの専門家集団がある。聖職者、医師、弁護士などの法律家がそれで、専門家集団(profession)と呼ばれる。彼等は高度の専門知識と技術を持っていて、一般の人にはできない、かつ社会にとって不可欠なサービスを、責任を持って行ってきた。その見返りとして、社会は高い地位と自治権をその集団に与えてきた。このことは、専門家集団と一般社会の一種の「契約」であると考えることができよう。この相互に利益のある関係を保持するため、専門家集団は、倫理綱領(規程)を制定している¹⁾。倫理綱領(規程)は、個々の専門家が専門家集団の一員として自らを厳しく律しようとする行動の規範であり、これに則って依頼された業務を達成す

るために最善を尽くし、模範的なサービスの提供を誓う宣誓である。原子力学会にあてはめるならば、会員が社会からの信託を受け、社会に大きな影響を与える可能性のある業務に携わる者として、学会の内外に責任ある振る舞いをすることを示すのが、倫理規程である。

2-2 他学協会の動向

2-2.1 欧米学協会における動き

欧米、とりわけ米国においては、工学の専門家集団が持たなければならない様々な機能を、異なった団体が分割して果たしている。これらは各々の役割を果たすため、独自の倫理綱領(規程)を定めているが、工学・技術系の教育プログラムの認定を行う役割を担うABET(米国工学技術教育認定委員会)の倫理綱領²⁾はそれらを集大成したものとえよう。この綱領は、①基本原則(The Fundamental Principles)、②基本憲章(The Fundamental Canons)、③行動指針(Guidelines for Use with The Fundamental Canons of Ethics)の3つの部分からなっている。基本原則には、誠実、名誉、尊厳といった技術者が求める理想が謳われ、7項目でできている基本憲章は、技術者が最優先にしなければならない責務は公衆の安全、健康、および福利への配慮であることをはじめ、技術者としての能力、正直さ、公平さなどについて言及している。また、行動指針には、憲章をより詳細に解釈するためのガイドラインとしての事項が記されている。

2-2.2 我が国の技術系学会の動向と倫理規程

我が国の学協会の倫理規程は、近年、急速に展開する国際化の動きに対応することもあって急速に進展した。1996年、日本の工学系学協会としては戦後初めて、情報処理学会が倫理綱領を制定した。翌年には、日本学術会

*委員長 西原英晃, 委員長代理 大和愛司, 委員 五百旗頭弘之, 木村逸郎, 鈴木正昭, 関 昌弘, 角山茂章, 成合英樹, 仁科浩二郎, 藤井靖彦, 班目春樹。

議基礎工学研究連絡委員会が「工学系高等教育機関での技術者の倫理教育に関する提案」という報告の中で、倫理規程の必要性について提言を行った³⁾。その提言に呼応するかのように、1998年から1999年にかけて、電気学会、電子情報通信学会、建築学会、土木学会、機械学会などの諸学会が相次いで倫理綱領を制定、あるいは改訂している。⁴⁵⁾

2-3 JABEEの発足と技術者倫理教育

日本版 ABET を目指して、1999年11月に日本技術者教育認定機構(Japan Accreditation Board for Engineering Education, JABEE)が設立された。技術者教育の認定を受けるには、その教育プログラムが、分野を問わず適用される共通基準と、専門分野ごとに設定される分野別基準を満たす必要がある。定められている9つの共通基準の中に、「技術的解決法の社会および自然に及ぼす効果、価値に関する理解力や責任など、技術者として社会に対する責任を自覚する能力(技術者倫理)」が明記され、技術者倫理教育が必要であることが示されている。

原子力教育の分野では、学会の原子力教育・研究特別専門委員会において現状が分析されているところである。専門別基準については、対応する学協会が主体となって設定し、JABEEによる調整を経て決定されることになっており、現在12分野は決まっているが、この中に原子力が入っておらず、今後の対応策が検討されている。しかしながら、我が国の流れも、JABEEを質的に高め、ワシントン・アコード(1989年)に加盟し、国際的基準の技術者を養成していく方向にあり、この意味でも、技術者倫理教育を早急に導入していく必要がある。

(3) 原子力学会倫理規程制定の背景と経緯

3-1 発端と経緯

我が国の原子力研究・開発・利用は、平和利用に限り、三原則のもとに進められてきた。国民の期待と先駆者の情熱に支えられ、原子力の研究・開発・利用は、エネルギー供給量で見ると電力の1/3を越えるまでに成長した。この間、会員をはじめとする関係者は、それぞれのモラルに基づく価値観のもとで、平和利用に徹した行動をとってきた。しかし、最近の国際化、情報化時代に対応して、学会もこれまでの専門家間の学術向上を主な目的とした活動から、社会に目を向けた、より幅の広い活動が期待されるようになってきた。倫理規程制定の動きも、このような状況が発端となっている。

3-2 原子力の置かれた状況

ここ数年来、科学技術の世界でも、またその他の世界でも、社会的に多くの不祥事が発生している。その中で、顕在化した原子力にまつわる倫理上の諸問題は内外から指弾され、業界風土の問題とまで言われるようになってきた。そのため、倫理問題は構成員一人ひとりの心の問

題であるとして見過ごすわけにはいなくなっている。特に、JCO事故は最も深刻なものであり、多くの倫理的問題を内包している⁶⁾。技術倫理問題は、単に国内問題に止まらず、プルサーマル用 MOX 燃料の海外調達に際して外国メーカーがねつ造した検査データを提出するなど、国際的な技術倫理問題にも及んでおり、ますますグローバル化する原子力技術にその対応が要請されている。

3-3 倫理規程制定に向けての手続き

学会の倫理規程制定の動きは、1998年11月の理事会にさかのぼる。翌1999年9月には準備会が開催され、内規が制定され、委員会が発足した。その後、1999年10月22日の第1回委員会以来、現在まで15回開催されている。この間、2000年3月28日には、「春の年会」で、総合報告「原子力と倫理—原子力学会としての取り組み—」を行った。これは、広く会員に、委員会設置の経緯、活動の経過を報告して議論を共有していただくことを目的に開いたものである⁷⁾。9回までの委員会の議論を経てまとめられた「原子力学会倫理規程(案)」を、学会誌⁸⁾とホームページに公表し、2001年1月末日を期限として意見を求めた。その結果、一般市民からのものも含め20件を超える意見、コメントが寄せられた。委員会は、意見、コメントを真摯に受け止め、倫理規程(案)の改訂作業を行い、意見、コメントを寄せられた方々にそれぞれ回答するとともに「寄せられた意見と委員会の見解」をまとめ、学会誌に公表した⁹⁾。同年3月28日には、「春の年会」で総合報告と討論を行った。この場で出された意見を参考にさらに推敲を重ね、最終案を同年5月23日の理事会に提出した。理事会は、前文と憲章を承認し、行動の手引はさらに推敲することとされた。その後、前文と憲章は、提案通り総会(同年6月27日)で決定されている¹⁰⁾。行動の手引については、すでに述べたとおりである。

(4) 倫理規程をより良く理解するために

4-1 倫理規定

4-1.1 「前文」

前文には、会員が希い求める基本的な理念を述べた。具体的には、原子力三原則を守ってきた我が国の原子力開発の歴史を評価し、将来のために何が重要であるかを抽出・同意し、憲章に含まれる精神条項的な内容を記した。

4-1.2 「憲章」の各条項

国内外の他学協会の倫理規定等を参考に、憲章の根幹となる要素を吟味し、原子力における特有の事項を加え、適切に表現することに留意して憲章の条項とした。すなわち、「安全と安心」などの用語を取り入れ、原子力学会にふさわしいものとした。

4-1.3 「行動の手引」とその表現

我が国の他学協会の倫理規程には、行動指針(手引)が盛り込まれていない場合が多い。しかしながら、原子力学会の倫理規程として、倫理について会員が具体的に考えることが重要であることを考慮し、「行動の手引」を付けることとした。これにより憲章に対してより詳細な解釈を与えることが可能になり、憲章の意図するところを説明し、会員の守るべき項目を明確にすることができたと考えている。案に対する意見を求める段階で、「行動の手引」については数多くのコメントが寄せられ、多くの議論が巻き起こった。

「行動の手引」は憲章を具体的に展開し、その内容を補足するために書かれたものである。憲章においては、それが会員の自発的意志の宣言であることを明示するため「・・・する。」という表現をとったが、その方法を述べる手引では当初「・・・しなければならない。」という表現を採用していた。そのため、これが「不可能の強制」であるとの批判を招いた。「・・・しなければならない。」と書かれると他者から強制されるという感覚が付きまとうのかもしれない。いずれも宣言という意味では表現を分ける必要はないので、手引も「・・・する。」という表現に変更している。「詳し過ぎる」という批判もあった。しかし会員共通の倫理観を明確化していくためには詳しく書かなければならない。詳しく書いて一致できない点をはっきりさせ、不一致をどこまで認めるかの議論をすることも倫理規程制定の一つの目的である。なお、憲章や行動の手引の全条項を守ることが不可能な場面に会員が遭遇することも考えられる。そのようなときどう振る舞うべきかについては会員自身が判断しなければならない。条項を教条主義的に信じるのは必ずしも倫理的と言えないことを理解されたい。

4.2 倫理規程と法律

法律と倫理規程の違いを一言で言うと、法律は「人間生活で守るべき最小限のルール」である一方、倫理規程は「人間として守るべき規範」を意味する点である。また、法律と倫理規程にはその役割において相違がある。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を生じさせたものを罰することに重点が置かれている。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるを得ない。一方、倫理規程は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものである。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する倫理的義務がある。

基本的に原子力では、原子力基本法を守る努力をすることが倫理につながる。しかしながら、倫理規程においては単に原子力基本法を守れと言っているわけではないことに留意すべきである。極端な話、将来原子力基本法が「改悪」され、我が国が法的に核兵器開発を認めたとしても、会員は平和利用に徹することを宣言しているの

が倫理規程である。

JCO 事故を契機に原子炉等規制法が改正され、適切な内部告発は法的にも保護されるようになった。これについて、行動の手引 5-2, 5-3 において「安全に係る情報は公開する」としたが、これはあくまでも「公衆の安全を全てに優先させる」という倫理観からくるものであり、法的義務の追認ではない。

4.3 倫理規程への期待と倫理について考えることの勧め

倫理規程に期待する機能は、①一般社会と原子力の専門家集団との「契約」に関する明確な意思表示、②原子力の専門家が目指すべき理想の表明、③倫理的な行動に関する実践的な手引きを提示、④将来の原子力の専門家の教育のためのツールである。また、最も重要な点として、⑤原子力の抱える問題点と原子力の専門家集団の在り方そのものを議論する場を提供することがある。原子力の専門家としての原子力学会が、会員しかなしえない専門的な業務を遂行する以上、会員が専門分野に関する興味・関心を共有するのは当然であるが、加えて、自らのアイデンティティについて自省することが重要である。継続的に倫理規程を検討することにより、社会との契約事項や自らの向上目標、また会員が直面している具体的な倫理的ジレンマなどを慎重に検討することができる。このような自省の場を提供することこそ、倫理規程の最も重要な機能である。また、倫理規程は無条件に内部告発を勧めるものではない。

(5) 今後に向けて

5.1 規程の実施と運用

倫理規程に限らず、約束事は文書化したことで終了するのではなく、それをどのように実施・運用するかが重要である。組織の倫理規程を運用する方策をエシックス・プログラムと呼ぶ。提案されている一つの方策¹⁾によると、プログラムは、Plan(計画)-Do(実施と運用)-Check(監査)-Act(見直し)-Plan(計画)-・・・のループにしたがって実行される。全システムはこのループのくり返しからなる。これからすると、今我々が行っているのは、Plan, すなわち計画の立案であり、我々の作業は着手したばかり、ということになる。エシックスプログラムを実施すれば、行動の手引で「本倫理規程を見直していくことを約束する」と言明しているように、見直しは Act の段階で必ず通らなければならないものとなる。運用にあっても、今後検討すべき課題は山積している。

運用にあたり、教育は最も重要な役割を果たすが、これについては次項で述べる。その他、専門家集団の倫理に則って、勇気ある行動をとった会員、ないしは市民をたたえ、その栄誉を学会が認めることは、憲章 8 を活かしたものとするためにも重要であろう。例えば、学会における倫理活動の一つとして、職場における先進的な倫理

教育などの実践例を紹介し、その優れたものを表彰することなども考えられる。

5-2 教材としての活用の勧め

5-2.1 学校教育，企業内教育

新たに制定された規程の内容を，会員や周囲の者に広め，現実の場でどのように使っていくかが最も重要な事項である。将来の原子力の安全を確保する上で，なるべく若い内に適切な「技術倫理教育」を行うことは最も効果的な方法であろう。大学においてはすでに JABEE の活動が始まっており，原子力関連学科においても「技術倫理教育」がすでに実施されている大学もある。また，原子力関連の企業等においても早急に倫理教育を実践すべきである。委員会では本倫理規程，特に「行動の手引」は格好の教材になると考えている。

5-2.2 事例の集成

工学倫理教育の本質は特定の価値観を教え込むことではなく，専門家として物事の選択や判断をする基準を個々の技術者の中に形成することである。このためには，講義，演習，実験といった従来行ってきた教育方法では不十分であり，事例教育が適していると言われている。原子力の分野では，まだ事例がまとめられていないが，すでに経験した事故・故障の中から専門家集団の倫理にもとる事例を整理する，あるいは，仮想的な事例を作成することが必要である。事例集の作成は，倫理案件の発生を未然に防止するため重要であり，特に安全性については，法令的には合法であっても道徳的に疑義のある問題を抽出し整理しておくことは，違法行為を未然に防ぐためにも重要である。

5-3 「エシックス委員会」の設置

上に述べたエシックス・プログラムを実行し，より良い倫理規範としていくため，学会内に「エシックス委員会」を常置するよう，委員会は提言している。この委員会の主要な任務は，「倫理規程」の遵守状況をフォローす

るとともに，常に変化する社会状況に合致した合理的な規程を維持していくことである。そのため，この委員会では，組織として権威を持ち，責任のとれる体制とすることが重要である。また，その構成と運営方法についても，できる限り会員の総意が反映できるものにするべきであろう。

（６）おわりに

原子力学会の倫理規程制定にあたり，その起案を受け持った委員会として，学協会の倫理規程一般から，関連した事項について解説し，規程の使い方や今後のフォローについて提言した。これを機に，学会の倫理的風土がより高まり，より高い信頼性をもって原子力分野の専門業務を市民から付託され続ける集団として，会員の活動がより高い次元で展開していくことを期待している。

－参考文献－

- 1) 札野 順，「技術と社会の関連を巡って：技術史から経営戦略まで」日本機械学会講演論文集，No.99-64，37（1999）．
- 2) ABET，<http://csep.lit.edu/codes/coe/abet-a.htm>
- 3) 日本学術会議・基礎工学研究連絡委員会，工学系高等教育機関での技術者の倫理教育に関する提案，（1997）．
- 4) 日本機械学会，日本機械学会誌，103，120（1999）．
- 5) 柴山知也，土木学会誌，82，June，27，（1999）．
- 6) 原子力安全委員会・ウラン加工工場臨界事故調査委員会，ウラン加工工場臨界事故調査委員会報告，（1999）．
- 7) 鈴木正昭，原子力誌，42[5]，97（2000）．
- 8) 日本原子力学会倫理規定制定委員会，原子力誌，会告，42[11]，（2000）．
- 9) 日本原子力学会倫理規定制定委員会，原子力誌，43[4]，321（2001）．
- 10) 住田健二，原子力誌，会告，43[7]，702（2001）．
- 11) 関経連，企業と社会委員会，<http://www.kankeiren.or.jp/kef-j/iken/i1999/i990513.htm>
- 12) C. E. Harris 他，日本技術士会訳編，「科学技術者の倫理—その考え方と事例—」，丸善，（1998）．

倫理規程説明会のお知らせ

「2001年秋の大会」(北大) 第1日目(9月19日(水)) 15:00~17:00, E211講義室にて倫理規定制定委員会による説明会を開催いたします。会員の皆様におかれましては，ぜひご参加下さいますようお願いいたします。

日本原子力学会倫理規程

2001年6月27日
第43回通常総会決定

原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍をも招く可能性があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の行為に誇りと責任を持つとともに常に自らを省み、社会における調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。

これらの理念を実践するため、我々日本原子力学会員は、その心構えと言行の規範をここに制定する。

憲 章

1. 会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める。
2. 会員は、公衆の安全をすべてに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう努力する。
3. 会員は、自らの専門能力の向上に努めるとともに、関係者の専門能力向上についても努力する。
4. 会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。
5. 会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果たすよう行動する。
6. 会員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下すよう努力する。
7. 会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。
8. 会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、その職に与えられている榮譽を高めるよう努力する。

行動の手引(案)

2001年8月7日

本倫理規程は日本原子力学会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したものである。我々会員はこれを自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとすることを宣言する。

我々を取り巻く環境は有限であり、かつ人類だけのものでないことから、会員は地域と地球の環境保全に対する最大限の配慮なしには人類の福祉と持続的発展は望めないとの認識に立って行動する。

日本原子力学会の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。本倫理規程には、個人会員として守るべきものばかりでなく、企業や団体という組織が守るべきものが多く含まれている。一方、組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向が強いが、組織の果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

本倫理規程は会員の専門活動について定めたものであるが、非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しても我々会員は一定の責任を有することを自覚する。すなわち会員は原子力の分野において指導的役割を果たすことで、非会員も含めて原子力関係者の倫理を向上させるよう努める。

よき社会人であるためには契約を尊重しなければならない。しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するため考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項すべてを同時に守りえない場面に遭遇することも認識している。そのような状況において、一つの条項の遵守だけにこだわり、より大切な条項を無視しないよう注意することが肝要である。多くの条項を教条主義的に信じるのではなく、倫理的により良い行動を探索し、実行することを誓う。

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

<原子力利用の基本方針>

1-1. 原子力の平和利用は、原子力発電の関連分野から、理学・医療・農業・工業等における放射線や同位体の利用技術に関連する分野まで、極めて多岐にわたって

おり、本会の専門分野はこれらのすべての分野と関連している。会員は専門とする技術がその大小はともあれ災禍を招く可能性があることを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動する。

<平和利用への限定>

1-2. 原子力の利用目的は平和利用に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。

<諸課題解決への努力>

1-3. 人類の快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積む。

<安全確保の努力>

2-1. 会員は、原子力技術の取扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

<安全知識・技術の習得>

2-2. 会員は、原子力・放射線に関連する事業、研究、諸作業において、法令・規則を遵守することはもちろん、安全を確保するために必要な専門知識・技術の向上に努める。

<効率優先への戒め>

2-3. 会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行わない。効率化すなわち進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない。

<経済性優先への戒め>

2-4. 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させない。また、資金不足を安全性の低下した状態を放置する理由とはしない。

<安全性向上の努力>

2-5. 会員は、運転管理する施設の安全性向上に努める。安全性の損なわれた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、改善されるよう努める。

<慎重さの要求>

2-6. 会員は、原子力・放射線関連の作業においては常に慎重に振る舞う。これまで内外の原子力施設において作業の完了を急いだり手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。

<技術成熟の過信への戒め>

2-7. 会員は、原子力技術が成熟したとして安全性を過信しない。原子力開発の歴史はいまだ1世紀に満たな

い。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を維持する。

<公衆の安心>

2－8. 公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によって強化される。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努める。公衆に「安心」を押し付けない。

<会員の安心への戒め>

2－9. 会員は、公衆の安心を求めることで自らが安心してしまわない。公衆の安心は、原子力技術を扱う者がその危険性を十分に認識し、緊張感を保って作業しなければ得られない。

<新知識の取得>

3－1. 会員は、専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則、日々進歩する学問・技術を学び、自身の専門能力を磨く。古い定型的な知識だけをもって専門家として行動することは慎む。

<経験からの学習と技術の継承>

3－2. 会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努める。

<関係者の専門能力向上>

3－3. 会員は、専門家として自らが研鑽に励むだけでなく、周囲の者、特に自らの監督下にある者の専門能力向上にも努力し、機会を与えるよう努める。

<正確な知識の獲得と伝達>

3－4. 会員は、専門家として自らの知識を正確なものとするよう常に努力するとともに、その知識を周囲の者に伝えるよう努める。特に、専門家でない周囲の者に対しては、正確であると同時に分かりやすく説明する。

<能力向上のための環境整備>

3－5. 会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力向上に励みにくい環境にあるときには、その環境を変えるよう努める。

<自己能力の把握>

4－1. 会員は、行おうとしている業務が自らの能力不足のため安全を損なう恐れがないか、常に謙虚に自問する。時間不足や資金不足等も能力不足に含まれる。

<所属組織の災害防止>

4－2. 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努める。

<他の組織による監査>

4－3. 会員は、所属する組織が自ら安全確保のための努力を払っているのみならず、適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合にはそれを設けるよう努める。

<公的資格に関する法令遵守>

4－4. 会員は、原子力分野の公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせない。

<公的資格の尊重>

4－5. 会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重していない場合には尊重させるよう働きかける。組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。

<正確な情報の取得と確認>

5－1. 会員は、専門家として正しい情報を取得し、その正しさを自ら確認する。安全に係る情報は、公衆や環境に大きな影響を与える可能性があるため、特に入念な注意を払う。

<情報の公開>

5－2. 原子力の安全に係る情報は、適切かつ積極的に公開する。適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利であっても、公開を妨げない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

<守秘義務と情報公開>

5－3. 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。

<非公開情報の取扱い>

5－4. 原子力に係る情報でも、核不拡散や公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明する。

<説明責任>

5－5. 会員は、専門の業務について、その目的・方法を他者に分かりやすく説明する責任があることを忘れない。直ちに説明が難しい場合には、説明する方法を自分自身で、または周囲の者との協力により構築する。

<科学的事実の尊重>

6－1. 会員は、事実を尊重し、科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘し、是正するよう努める。

<科学的事実の普及>

6－2. 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努める。

<誠実な行動>

7－1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを避ける。

<報酬等の正当性>

7－2. 会員は、業務にあたりリベート等を受け取らな

い。リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが

必要である。

<組織の私的利用>

7-3. 会員は、勤務時間内に本務以外の業務を行うことも含め、所属する組織の了承・許可なく、組織に帰属する人的・物的・知的資源等の財産権を侵さない。

<利害関係の相反の回避>

7-4. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の回避に努める。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の

代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。新たな業務を行う際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務をすでに行っている場合には、このことを雇用者または依頼者に開示する。

<指導者の規範>

8-1. 組織の中で指導的立場にある者は、組織内の模範となるよう、業務上の責任と業務にかかる説明責任を十分認識して行動する。

<専門分野等の研鑽と協調>

8-2. 会員は、専門とする分野について自己研鑽に励むとともに、関連する専門分野について理解を深め、これを尊重し、業務の遂行にあたり常に協調の精神で臨む。